

別紙1

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給する ことができないものを調達す るとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>道路台帳は、道路法第28条に基づき作成が義務づけられているほか、道路の整備状況等各種統計資料や地方交付税の算出にかかる基礎資料となるなど、道路行政を進める上で極めて重要な基礎資料である。</p> <p>道路台帳の補正は、毎年道路管理者等が実施する工事や道路区域の変更等に基づき、道路台帳附図及び関連する調査データの修正を行うものであり、データ等の経年劣化を把握し、地図作成から各調査のデータ作成までの一連の作業を実施する必要がある。</p> <p>また、道路台帳附図は、県及び県内市町村が共同利用する「県域統合型GIS」における共有空間データの骨格（基礎）となる道路地図として「岐阜県共有空間データ製品仕様書」に位置付けられた最も重要な基礎データであり、その品質が共有空間データの品質に大きく左右する。</p> <p>そのため、道路台帳の補正にあたっては、高い品質確保を図りつつ精度の高い共有空間データの補正及び修正をおこなわなければならず、高度な専門性が必要となる。</p>
	<p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>公益財団法人岐阜県建設研究センター（以下「センター」と呼ぶ）は岐阜県知事の認定を受けた公益法人として、良質な社会資本の整備、及び適切かつ効率的な維持管理等の公共事業に係る各種の業務の支援業務を行っており、総合的な建設行政支援を行える県内唯一の公益財団法人である。</p> <p>センターは、県統合型G I Sの運営管理団体であり品質検証機関として認定された団体であるとともに県域統合型G I Sの背景地図の修正及びその精度管理（品質検定）を行うことができる唯一の団体である。</p> <p>以上により、センター以外に本業務を遂行できる者はいないことから、随意契約を締結したい。</p>